

令和7年度安芸市児童生徒表彰応募要綱

1. 目的

児童生徒表彰は、善行、ボランティア、芸術、文化、スポーツ等において他の児童生徒の模範となる活動や功績が顕著な児童生徒を表彰し、その努力と成果をたたえとともに、郷土を愛し、夢と志をもって、地方創生の架け橋となる人材を育成することを目的とします。

2. 対象となる児童生徒

小学校及び中学校の児童生徒のうち、次の各号のいずれかに該当する児童生徒を推薦対象とします。

- (1) 安芸市に住所を有する児童生徒
- (2) 進学のため転出したもののうち保護者が安芸市に住所を有する児童生徒
- (3) 前2号の児童生徒で主に構成される団体

3. 対象となる活動・期間

(1) 活動内容

① 善行・ボランティアの部

他の児童生徒の模範となる善行・ボランティア活動等

② 芸術・文化の部

音楽、美術、書道、作文等の創作活動・自然科学、社会科学、人文科学等の研究等

③ スポーツの部

スポーツ面での活動及びその振興

④ その他の部

上記①～③に当てはまらない活動

(2) 期間

令和7年4月1日～令和8年1月8日

※原則上記期間としますが、安芸市児童生徒表彰選定委員会が特に必要と認めるときは、期間外の活動についても対象とします。

4. 応募方法

個人又は団体からの推薦によります。自薦他薦は問いません。

推薦は、次の書類の提出により受理します。

(1) 推薦書

個人推薦は別紙1、団体推薦は別紙2にて推薦してください。

(2) 添付書類

- ①賞状の写しのほか、新聞記事や大会記録等の成績や活動内容が確認できるもの
- ②コンクールや大会の規模、出展者数や参加者数が確認できるもの

※上記の各部門において、その活動内容（種目・分野）ごとに推薦書並びに添付書類を作成してください。

※ダブルスやペア等 2人 1組で出場・参加する種目は、原則個人として取り扱います。この場合は、個人ごとに推薦をお願いします。

5. 推薦書受付期限

令和8年1月8日（木）午後5時必着

6. 問い合わせ・推薦書提出先

〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1
安芸市教育委員会事務局 学校教育課
電話 0887-35-1021 FAX 0887-35-1051

7. その他

(1) 審査

安芸市児童生徒表彰選定委員会で推薦内容を審査し、表彰者を決定します。
審査結果は令和8年2月中旬（予定）に推薦者に通知します。

(2) 表彰式

開催予定日：令和8年2月下旬（予定）
開催会場：安芸市民会館（予定）

※詳細は審査結果とともに推薦者に通知します。

会場は来場者同士が十分な距離を保つことができる広さがありますが、会場が混雑することが予想される場合は、事前に入場制限を設ける場合があります。

※新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の拡大状況によっては中止する場合があります。中止する場合は、受賞者とその推薦者に開催中止を通知するとともに安芸市ホームページに中止のお知らせを掲載します。